令和2年度地方税制改正(税負担軽減措置等)要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No	3 0								<u>府</u>	省 庁	名	経済産	業省		
対象税目		個人	人住民税	法人住民税	兑 事業税	不動産取得税	固定	資産税	事業所	税 そ	その他	. ()		
要望 項目名		公共の危害防止のために設置された施設又は設備に係る課税標準の特例措置の延長													
要望内容(概要)		・特例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要) 公害防止に係る法規制・基準等に対応することを目的として事業者が設置する公害防止施設(汚水又は廃 液処理施設)に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、適用期限を2年間延長する。													
		2		に係る課税		るべき価格に特 乗じて得た額を				C 1/3	以上	2/3 以7	下の範囲内	りにおい	て市
関係	条文			附則第 15 条 行規則附則		1号、地方税》 12項	去施行令	於則第	;11 条第	第5項	Ī.				
	収 込額		初年度] 改正増減	•	381)	[平年度] -	- (4	\ 381)					(単位:百	百万円)	
要望	垂 田	1	策先進国 半い、今 これまで 設置に対	対策につい として諸外 後も対策を 以上に高度 する特例措	国からも高 講じるべる な公害防」 置を講じる	140 年代に比べ 高い評価を得て き分野は数多い 上対策を講じる ることで、事業 竟負荷物質低減	いると 。また 必要性 者の経	ころでる 、環境(に迫らな 済的負	あるが、 こ対する れている 担を軽減	、新た る国民 る。こ 減し、	な環 の意 のた。 公害	境負荷物 識の高さ め、事態 防止設値	物質の科学 まりにより 業者の公言 構の投資()	学的解明 リ、事業 学防止施 と進を図	等に者はのるこ
		(2) 施策の必要性 水質分野においてはこれまで、水質総量削減や排水規制(暫定排水基準の見直し)、地下水汚染防止規制 の対応、環境負荷物質に係る新たな知見に基づく環境規制の強化等、事業者の公害防止設備投資に係る 担が上昇しており、また、必要に応じこれら規制の見直し等も進められている。 このような水質分野における環境規制の強化の動きに対応するため、企業の公害防止設備投資に係る利 上の優遇措置を行うことで、事業者の水質汚濁防止対策に対する取組を支援し、我が国の環境対策の推 及び良好な生活環境の保全を図ることが必要である。							る負 税制						
本要対応縮減															
								~ −:	ブ			3 0	<u>1</u>		

合理性	政策体系に る政策目的 置付け	
	政策の 達成目標	環境基本法に基づく環境基準の維持・改善により、環境負荷物質の排出抑制、良好な水環境の 保全、環境と経済が両立した経済社会の構築を図る。
	税負担軽 置等の適 は延長期	用又
	同上の期の達成目	- 1 た野時見頂! 水質分野における環境自衛物質化減対策())一度()促進を行い 良好な水環境()
	政策目標の 達成状況	環境基本法に基づく環境基準の達成率について、生活環境項目のBOD、CODについては、昭和50年頃の環境基準達成率55%程度と比較して、平成29年度の環境基準達成率は全体で89.0%(前回要望時(平成27年度。以下同じ):91.1%)と高い水準を維持しており、引き続き、この状況を維持・改善していくことが求められている。なお、閉鎖性水域の環境基準達成率については、全体水準よりも依然として低い状況となっているものの、河川については94.0%、海域(全体)については78.6%と高い水準を維持している。(前回要求時:河川95.8%、海域81.1%)
有効性	要望の措置の 適用見込み	令和 2 年度(見込): 適用件数 3, 273 件、取得価格 25, 778 百万円、減収額 147 百万円 令和 3 年度(見込): 適用件数 3, 273 件、取得価格 25, 778 百万円、減収額 147 百万円 (経済産業省推計)
	要望の措置の 効果見込み (手段とし 有効性)	基準達成率は 55%程度であったところ、平成 29 年度の環境基準達成率は 89%と大きく改善しており、水質環境の改善が図られてきたところである
	当該要望項目 以外の税制。 支援措置	
相当性	予算上の措 の要求内容 及び金額	【財政投融資】株式会社日本政策金融公庫「環境・エネルギー対策資金」 概要:中小企業事業者が水質汚濁防止等に係る設備の導入・更新等を行う場合に、特別利率に よる融資を受けることができる。 (限度額:中小企業事業 7 億 2 千万円以内、国民生活事業 7200 万円以内、期間: 20 年以内)
	上記の予 の措置等。 要望項目 関係	当該融資制度は、中小企業が公害防止設備の導入や POB 廃棄物の処理寺を美施するために必要 ・ な資金を円滑に調達できるようにするための制度となっている
	要望の措置の 妥当性	環境対策設備の導入は事業者が取り組むべき課題の一つであるものの、環境規制は年々厳しくなっており、その都度、事業者には設備導入等の負荷がかかる側面がある。 加えて環境対策設備の導入は幅広い業種に求められており、かつ、非収益設備であることから、 環境規制の円滑な施行の観点から、税制優遇による措置が必要である。
	~-	ジ 30—2

	【過去5年間の実績】 平成27年度:適用件数6,308件、取得価格47,724百万円、減収額363百万円
	平成 27 年度:適用件数 0,300 件、取得価格 47,724 日为 1、减权額 300 日为 1 平成 28 年度:適用件数 4,087 件、取得価額 18,556 百万円、減収額 141 百万円
税負担軽減措置等の	平成 29 年度: 適用件数 4, 728 件、取得価額 19, 260 百万円、減収額 147 百万円 平成 29 年度: 適用件数 3, 728 件、取得価額 19, 260 百万円、減収額 147 百万円
適用実績	平成 30 年度: 適用件数 3,594 件、取得価額 23,585 百万円、減収額 180 百万円
近/11天順	平成 31 年度: 適用件数 3,623 件、取得価額 28,653 百万円、減収額 164 百万円
	(令和元年度)
	(初年度ベース、経済産業省調べ)
	① 適用総額の種類:課税標準(固定資産の価格)
	① 是/Tiplotico/Y主众· IA/ICIA中(巴及文/王V/IIII/II/
「地方税における	② 適用実績:公共の危害防止のために設置された施設又は設備に係る課税標準の特例措置(地
税負担軽減措置等	方税法附則第 15 条第 2 項)
の適用状況等に関	平成 27 年度: 462, 866, 479 千円
する報 告書 」に	平成 28 年度: 441, 464, 343 千円
おける適用実績	平成 29 年度: 427, 916, 296 千円
	汚水又は廃液処理施設に係る適用金額は、上記額の内数
	水質分野の環境基準について、生活環境項目の BOD、COD については昭和 50 年頃の全体の環境
20 to 15 to 5 to 10 to 5 to 5	基準達成率は 55%程度であったところ、平成 29 年度には 89%にまで改善しており、前回要望
税負担軽減措置等の適	時(平成27年度:91.1%)の高い水準も維持しているなど、水質環境の改善が着実に行われて
用による効果(手段と	きているところである。
しての有効性)	直近5年間の適用件数は年平均約4,900件程度の実績で推移しており、今後も幅広い業界にお
	いて一定の設備の導入が見込まれている。
	第8次水質総量規制への各業界の適応、暫定排水基準適用業種の一律排水基準適用への暫時見
V 	直し、水質分野における環境負荷物質低減対策の一層の促進を行い、良好な水環境の保全を図
前回要望時の	る。
達成目標	
	・ほう素・ふっ素・硝酸性窒素に係る暫定排水基準の適用業種については、工業分野の暫定排
	水基準適用業種は、2019年4月時点で9業種であるが、同年7月より暫定排水基準の適用業
共同亜担性からの	種を8業種に減少させ、4業種については暫定排水基準を強化されている。(平成13年度に
前回要望時からの	は適用業種は 56 業種存在していた。)また、畜産分野の暫定排水基準適用業種である畜産農
達成度及び目標に	業についても、同年7月より暫定排水基準が強化されている。
達していない場合の理	・過去2年間の適用期間中の適用件数は年平均で約3,450件となっており、幅広い業界におい
曲	て公害防止設備の導入が進められている。
	・水質分野の環境基準について、生活環境項目の BOD、COD については、平成 29 年度の環境基
	準達成率は89.0%と、前回要望時(91.1%)の高い水準を維持している。
	昭和35年度 創設
	昭和51年度 地方税法本則から同法附則に移行し、適用期限付きとなり、2年ごとの適用期限
	の延長を行うようになる
	平成8 年度 非課税から移行 (非課税→1/6)
これまでの要望経緯	平成 22 年度 軽減税率引下げ (1/6→1/3)
	平成 26 年度 軽減税率 1/3 を廃止し、地域決定型地方税特例措置を導入(特例率: 1/3 を参酌
	して 1/6 以上 1/2 以下の範囲内において市町村の条例で定める割合)
	平成30年度 軽減税率の引下げ(特例率を「1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内におい
	1
	て市町村の条例で定める割合」に変更)
ページ	て市町村の条例で定める割合」に変更) 30—3